

## NPO 法立法過程記録 編纂・公開記念シンポジウム

# NPO 法立法過程記録の公文書館寄贈の意義

### 1 国立公文書館への寄贈とは

#### (1) 国立公文書館の役割

- ・ 1971年に設置
- ・ 国の行政機関などから移管を受けた歴史文書を保存・管理し、利用させることを目的としたもの
- ・ 保存・管理されている歴史文書は、①行政機関からの移管文書、②裁判所からの移管文書、③独立行政法人等からの移管文書、③寄贈文書など

#### (2) 国立公文書館への寄贈とは

##### 1) 寄贈の受入基準

- ① 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- ② 館が現在保存している資料に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- ③ 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史資料として重要な公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

##### 2) これまでの寄贈文書例

- ・ 西園寺公望（元内閣総理大臣）の演説草稿
- ・ 佐藤栄作（元内閣総理大臣）の日記
- ・ 枢密院憲法改正関係資料（元法制局次長 井手成三旧蔵）
- ・ 「平成」の額（元内閣総理大臣 竹下登旧蔵）

### 2 NPO 法立法過程の記録寄贈の意義

#### (1) 立法記録としての寄贈

- ・ 政治活動としての議員立法の過程の記録の多くは失われる。公文書化されない議員や政党が持っている立法過程の記録を公的な記録とする仕組みはない

記録の作られ方はまちまち

政治的な交渉過程がどの程度記録されるのかも議員や政党次第

- ・ 衆議院・参議院法制局が議員立法に関与
  - 衆参両院の情報公開規程、公文書管理規則の対象は「立法行政文書」
  - 国会から国立公文書館への移管実績なし
  - 衆議院は憲政記念館への歴史文書移管ができるが実績なし
- ・ 広がる市民立法（市民発の立法提案）の記録化、共有は難しい
  - 限られたリソースで活動する市民社会の限界

## (2) 寄贈するとどうなるのか

### 1) 公文書化される記録（公文書管理法との関係）

- ・ 国立公文書館の保有歴史文書は「特定歴史公文書等」
  - 「法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの」
- ・ 「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
  - 一 行政文書
  - 二 法人文書
  - 三 特定歴史公文書等

### 2) 「公文書等」は法律でどう位置付けられているのか

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である**公文書等**が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

### 3) 寄贈文書の利用

- ・ 誰でも利用請求を求められることができる（国立公文書館へ利用請求を行うことで、閲覧、写しの交付を受けられるようになる）

## (3) 寄贈することの意義

- ・ 議員立法・市民立法の記録が公文書化され「みんなのもの」として共有される
- ・ 「みんなのもの」として、誰もがその情報にアクセスする権利がある
- ・ 政策サイクルの検証を可能に
  - NPO法として
  - 市民立法として

### 3 国立公文書館への寄贈による負担

- ① 市民側で活動過程の記録化をある程度活動を跡付けられるように残している
  - ② 文書としての整理、編纂、文書リスト化などの作業が必要
  - ③ 記録としての体系性を維持するためには、すぐに公にできない情報の判断をして指定をする作業が必要（永遠に公にできない情報という前提での寄贈は難しい）
  - ④ 寄贈すると、誰でも利用請求ができる情報になるが、手続が必要になる
- ・ 「寄贈」は手段に過ぎない
  - ・ 記録をどのように残すか、どこにそれを残すのかは活動しているテーマ、活動に参加している人、活動に投入できるリソースに応じて決まっていく